

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうることであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となつて、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命または心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

とりわけ、未然防止としての「いじめを生まない土壌づくり」のためには、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等に日々取り組んでいく必要がある。いじめ防止対策推進法13条の規定及び国のいじめ防止等の基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定する。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめ防止対策推進法 第三条)

(2) いじめの禁止

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第四条)

(3) いじめの定義

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(いじめ防止対策推進法 第二条)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

(4) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の

問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項（未然防止のための取組等）

(1) 学級経営の充実

- ・ すべての生徒への積極的な声かけによってコミュニケーションを深めておく。
- ・ 学級内のグループ構成やその変化を常に観察しておく。
- ・ 学級内のことを担任一人で抱え込まないで、他の教師や管理職などに相談し援助を求める。
- ・ 一人一人の良さが発揮され、互いに認め合う学級、失敗や誤りを認め、許しあえる学級を目指す。

(2) 人権・同和教育の充実

- ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、生徒に理解、学習させる。
- ・ 互いに支え合う仲間意識を育て、いじめや差別を許さない集団づくりに努める。

(3) 道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・ 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・ 自分への信頼感や自信など自尊感情を高めるとともに、生徒の自立心や自律性を高める。
- ・ 子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

(4) 体験活動の充実

- ・ 福祉体験や家庭科の保育実習、職場体験学習を通して、生徒たちが、他者や社会との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得できるようにする。

(5) 生徒の主体的な活動（生徒会活動）

- ・ 生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級経営、学校経営を目指す。
- ・ 人権委員会を主とした人権集会を定期的に開催し、人権意識の高揚に努める。

(6) 分かる授業作り（授業改善・指導方法の工夫改善）

- ・ 教材研究や指導方法の振り返り、他の教員の授業参観等で授業改善に取り組み、分かる授業と個に応じた指導に努め、生徒に学ぶ喜びを体感させて自尊感情を高める

(7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）

- ・ 構成的グループエンカウンター、ピア・サポート活動、アサーショントレーニング等の手法を積極的に取り入れ、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。

(8) 相談体制の整備（教育相談の充実・スクールカウンセラー、相談員等の活用）

- ・ 定期的に教育相談アンケートを実施し、全生徒を対象とした教育相談活動を進める。
- ・ ハートなんでも相談員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 携帯電話やパソコン等の情報機器の使用について、生徒対象の情報モラル教育を実施するとともに、保護者への啓発文書を懇談会を利用して説明、配布を行う。

(10) 発達障害等への共通理解

- ・ 特別支援学級に在籍する生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒の中には、他の生徒との間に何らかのトラブルが生じた際に、自分の思いや苦しさを表現することが困難な生徒も在籍していることを理解する。
- ・ 学級での発言内容、表情、及び行動の変化等について情報交換を行う。
- ・ 特別支援コーディネーターを中心として個別の指導計画を立てるなど、指導方針を共有する。
- ・ 休み時間、清掃、給食の時間帯など学級担任一人では見守りきれない時間帯をカバーできるよう

指導体制作りを行う。

- ・ 保護者との連携を密に行い、家庭での発言内容や表情、及び行動の変化等について情報を得る。
- ・ 発達障害やその傾向のある生徒を特別視するのではなく、他の生徒よりも「つまずきやすい」生徒という見方で「集団指導」を工夫する。
- ・ 「つまずきやすい」生徒に対して、個に即した助言や支援を行う。
- ・ 「つまずきやすい」生徒だけでなく、すべての生徒が互いの特性等を理解し合い、助け合って共に伸びていこうとする「集団づくり」を進める、分かりやすい授業づくりを進める。

(11) 校内研修の充実

- ・ 発達段階に応じた、いじめの心理について研修を行う。
- ・ 構成的グループエンカウンター等の社会性を育てるプログラムや、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等について研修を行い、授業に活用できるようにする。
- ・ 特別な支援を必要とする生徒に関わる情報を、全教職員で共有できる機会を確保する。

(12) 保護者への啓発（相談窓口の周知徹底等）

- ・ 授業参観や保護者懇談会の開催、ホームページ、学校便り、学級便りによる広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

(13) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・ 小学校との引継ぎを行い、小学校でいじめの被害生徒と加害生徒の関係や、本人や保護者への支援について、適切に行えるようにする。

3 いじめの早期発見（いじめを見逃さない・見過ごさないための手だて等）

(1) いじめの態様

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(2) 指導体制の確立

- ・ いじめへの対応は校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教員や特定の教員が抱え込むのではなく、情報を共有し、組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするよう、平素からこれらの対応のあり方について、すべての教職員で共通理解を図る。
- ・ 気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、例えば5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモし、教職員がいつでも共有できるようにしておく。そうして得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。
- ・ いじめ問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

(3) 早期発見のための研修

ア 子どもの声に耳を傾ける

- ・ 生活ノートの活用により、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで信頼関係を構築する。気になる内容に関しては、本人への教育相談や、保護者への電話連絡、家庭訪問を実施し、迅速に対応する。

イ 子どもの行動を注視する

- ・ 授業間の休み時間、昼休み、放課後の時間等に生徒の様子に目を配る。生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設けることで、いじめの防止や早期発見に効果がある。その際には、生徒たちの言動やグループの人間関係に注目し、気になる言動があった場合には適宜指導を行うこととする。

(4) アンケート等調査の工夫

- ・ 実態に応じて随時実施することにする。学期途中に1回以上のアンケートを実施。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。また、アンケートはあくまでも発覚の手だての一つであるという認識をもつ。

(5) 相談活動の充実

- ・ 定期的に教育相談を実施する。学級活動の時間を利用して、担任の先生と学校生活の悩みなどについて話し合うことができる時間を確保する。

(6) 保護者との連携・情報の共有

- ・ 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くよう努める。
- ・ 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問だけでなく、日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。
- ・ 生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接する。

(7) 地域及び関係機関との連携

- ・ 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭と連携する。例えばPTAのみならず社会教育団体をはじめ関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。
- ・ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ・ 学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換など情報共有体制を構築しておく。

(8) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・ 未然防止として、パソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルール作りをお願いする。
- ・ ネット上でのいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

4 いじめに対する措置（早期対応、認知したいじめに対する対処等）

(1) 学校の対処

ア 事実確認・情報共有

- ・ いじめに関わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ 保護者からの訴えに対し、「うちのクラスにいじめはない」とは言わない。事実を調べ、いじめがあれば生徒を必ず守る旨を伝える。
- ・ 被害生徒については、いじめを受けた悔しさやつらさにじっくり耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。
- ・ 加害生徒については、まず中立の立場で事実確認を行う。話しやすい話題から入りながら、嘘やごまかしのない事実確認を行う。

・ 把握すべき情報

- ・ 誰が誰をいじめているのか？（加害生徒と被害生徒の確認）
- ・ いつ、どこで起こったのか？（時間と場所の確認）
- ・ どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？（内容）
- ・ いじめのきっかけは何か？（背景と要因）
- ・ いつ頃から、どのくらい続いているか？（期間）

- ・ 生徒指導主事が連絡調整に当たり、情報の整理し、管理職並びに関係職員に報告する。

イ 組織「いじめ対策委員会」での対応（指導体制、方針の決定）

- ・ いじめ発生の事実が明らかになった場合は、緊急に「いじめ対策委員会」（5 いじめの防止のための組織の設置を参照）を開き、指導方針や教師の役割を決定する。
- ・ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを原則とする。ただし、いじめが重篤な場合や被害生徒側と加害生徒側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

ウ 被害生徒・保護者に対する説明、支援

- ・ いかなる理由があっても、被害生徒に対して徹底して味方になる。学校は加害生徒を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・ 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め、励ます。授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。
- ・ 加害生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
- ・ 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教えておく。
- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を保護者に正確に伝える。学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 保護者に対応経過をこまめに伝えとともに、保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける。
- ・ 電話で簡単に対応しない。「お子さんにも問題があるからいじめに遭う」など誤った発言をしない。

エ 加害生徒への指導及び保護者への支援

- ・ 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。「いじめは決して許されない」ことを分からせ、責任転嫁等を許さない。
- ・ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・ いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・ 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。
- ・ 授業や学級活動、部活動等を通じて、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。
- ・ 事情聴取後、保護者に来校願い、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 保護者に、指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 保護者を非難したり、これまでの子育てを批判したりすることは避ける。

オ 教育委員会への報告・連絡・相談

- ・ 事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告し、必要に応じて教育委員会の助言を受ける。

カ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

- ・ 被害生徒が、安心して学習その他の活動に取り組むことができない恐れがある場合（緊急避難等が必要な場合）は、加害生徒を別室において指導することとする。

キ 懲戒

- ・ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に生徒に懲戒を加えることも考える。
※ 懲戒範囲（注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導）
- ・ 懲戒を加える際は、主観的な感情にまかせて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意する。

ク 出席停止

- ・ 出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置であり、学校はこのような制度の趣旨を十分理解し、日頃から規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談等を粘り強く行う。
- ・ 加害生徒に対して必要な教育上の指導を継続して行っているにもかかわらず、いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す生徒に対し、被害生徒が安心して教育を受けることができる環境を回復するために必要と認める場合には、学校は教育委員会に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき加害生徒の保護者に対して出席停止を命じる等の必要な措置を講じるように相談を行う。
- ・ この制度の運用にあたっては、教師が孤立することがないように、校長をはじめ全教職員により必要な支援がなされるように十分配慮する。
- ・ 学校は、当該生徒が学校へ円滑に復帰できるように学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、読書等の課題をさせたりする。

ケ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

コ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

5 いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) 名称 「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、ハートなんでも相談員

(3) 活動内容

- ・ 未然防止に向けた取組
- ・ 早期発見・早期対応の取組
- ・ 指導体制の確立
- ・ 対応の方針決定
- ・ 年間取組計画の策定と見直し
- ・ 取組評価アンケートの実施・考察

6 重大事態への対処

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（いじめ防止対策推進法 第二十八条）

(1) 重大事態とは

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

(2) 調査組織「学校いじめ調査委員会」を開く。

ア 構成員

- ・ 「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者（学校評議員、PTA役員、学校医など）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

イ 対応

- ・ 「いじめ対策委員会」でいじめの疑いに関する情報を収集し、共有する。

ウ 報告

- ・ 学校は西条市教育委員会を通じて西条市長へ、事態発生について報告する。
- ・ 西条市教育委員会が重大事態の調査の主体を判断する。

エ 調査

- ・ 学校を調査主体とした場合、「学校いじめ調査委員会」で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う。

- ・ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

(ア) 被害生徒からの聴き取りが可能な場合

被害生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、加害生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。被害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、被害生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(イ) 被害生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、被害生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。
(文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

オ 調査結果の提供・報告

- ・ 調査により明らかになった事実関係について、被害生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(ア) 被害生徒及びその保護者への適切な情報の提供

「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、被害生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

(イ) 調査結果の報告

「学校いじめ調査委員会」の調査結果については、教育委員会に報告し、教育委員会を通じて、市長に報告する。

なお、被害生徒又はその保護者が希望する場合には、被害生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出するものとする。

カ 事後措置、再発防止

西条市教育委員会と相談し、義務教育段階の生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

7 資料（チェック表、リーフ、法など）

- ・ 文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」
- ・ 国立教育政策研究所「生徒指導リーフ」
- ・ 学校教育法
- ・ いじめ防止対策推進法
- ・ 学校法施行規則
- ・ チェックリスト（別紙）

8 学校評価

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

9 ホームページでの公開について

いじめ防止基本方針について、ホームページ「西条南中学校ー 学校公式サイト」にて公開する。

(別紙)

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめられている生徒のサイン		チェック
朝の会・始業時	・遅刻・欠席が増える（3日目までにチェック）。 ・元気がなく浮かぬ顔をする。挨拶をしなくなる。 ・欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。 ・体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。 ・教師と視線が合わず、うつむいている。 ・周囲がなんとなくざわついている。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
授業中	・保健室、トイレによく行くようになる。 ・用具・机・椅子等が散乱している。 ・教科書、ノート等に落書き、汚れがある。 ・決められた座席と違う場所に座っている。 ・正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。 ・他の児童生徒から発言を強要される、突然個人名が出される。 ・グループ分けで孤立する。グループ活動で話しかけられない。 ・学習意欲がない、学習内容が理解できなくなる等学習状況の悪化がある。 ・授業中ぼんやりして、作業が継続しない。 ・周囲の子どもが机、椅子を離して座ろうとする（2～3cmの隙間） ・どのグループにも入れず、一人でボツンとしている。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
休み時間	・休み時間に自分の席から離れないようにしている。 ・トイレや相談室等にこもっていることが多い。 ・訳もなく階段や廊下を歩いたり、用もないのに職員室、保健室に来たりする。 ・遊びと称して友だちとふざけあっているが表情がさえない。 ・一緒に遊んでいる友だちに、相当な気遣いをしている。 ・遊び時間等で使った道具等の片付けをいつもさせられている。 ・一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。 ・理由もなく服を汚していたり、擦り傷等が見られる。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
給食事	・机を寄せて席を作ろうとしない。寄せても隙間がある。 ・食べ物にいたずらされる（盛りつけない、多く盛りつける、意図的な配り忘れ）。 ・順番に並ぶ必要があるとき、特定の子のそばに並ばない。 ・腹痛や体調不良を訴え、給食を残したり、食欲がなくなったりする。 ・笑顔がなく、黙って食べている。 ・特定の子どもだけが片付けをさせられている。 ・特定の子が好きなものを他の子どもからもらい集めている。 ・給食、弁当を一人で食べていることが多い。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
清掃時間	・子どもと一人離れて清掃している。 ・特定の子どもが清掃をしているとき、邪魔をしたりふざけた言動をしていたりする。 ・清掃が終わっているのに、後片付けを一人でしている。	☐ ☐ ☐
終りの会・下校時	・帰りの会に必ず遅れてくるグループや個人がいる。配布したプリント等が特定の子にわたらない。 ・用事がないのに、教師や職員室の周りにいる。 ・あわてて下校する。又はいつまでも学校に残っている。 ・下校の通学路で、友だちが待ち伏せし、荷物をもたされたり、自転車通学なのに、たびたび走らされる。 ・靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。さがしても見つからない。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐

部活動	・一人で準備、後片付けをさせられている。 ・部活動に遅れてくることが多くなる。 ・頭痛、腹痛、体調不良をよく訴えている。 ・特定の子どもにボールを打ったり投げたりする。あるいは、ほとんど回ってこない。 ・特定の子どもがさわった道具を他の生徒がさわろうとしない。 ・ペアで練習の時、いつも取り残される。 ・理由がはっきりしない怪我、あざ、汚れがある。 ・部活動の欠席が増え、理由がはっきりしない。退部を言い出した。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
学校生活全般	・普段明朗活発な生徒がふさぎ込んだり、おどおどしている。 ・教師と視線があわない。話す時に不安そうな表情をする。 ・不自然な言動が見られ、周囲の動向をかなり気にする。 ・頭痛、腹痛、体調不良を訴えて、保健室等に行きたがる。 ・悪口を言われても愛想笑いをしている。 ・教科書や机、物にいたずら書きをされる。 ・特定の子どもの机や持ち物にさわろうとしない傾向がある。 ・連絡帳や生活ノート、日記、絵画等にかげりのある表現が見受けられる。 ・席替えや班ぎめで、特定の生徒の隣や近くの席をいやがる。 ・ふざけた雰囲気の中で、班長や学級委員に選ばれる。 ・嫌がらせの手紙や紙切れがある。 ・掲示作品、黒板、壁等に中傷やいたずら書きが見られる。 ・一人では何もできず、1日中特定のグループで固まって行動している。 ・「何か心配なことはないか」「いじめられていないか」との教師の問いに、うっと数秒間をおいて答える。 ・プロフ、裏サイト等に顔写真、個人情報、誹謗、中傷が書き込まれる。 ・特定の子どものプロフが勝手に作られている。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

いじめている生徒のサイン		チェック
学校生活全般	・教室や廊下、階段で仲間同士集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある子どもにだけ、周りの子どもたちが異常に気をつけている。 ・友だちの発言に対して、他の友だちと顔を合わせて、距離をとったり、笑ったり、さげすんだように反応している。 ・特定の子どもの発言に周り子どもたちが迎合する。 ・仲間だけにわかるようなサインや隠語を使っている。 ・教師が近づくと、急に仲のよいふりをする。 ・教師が近づくと、グループの児童生徒が不自然に分散する。 ・自己中心的な言動が目立ち、ボス的な存在の子がいる。 ・教師によって態度を変える。 ・教師から誤解されている（悪者扱いされている）と思いこんで、すぐ、むきになったり、行動、動作が乱暴になったりする。 ・友だちからの声がけを意図的に無視している。 ・友だちとの会話の中に差別意識が見られることがある。 ・金品や物の貸し借りを頻繁に行っている。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐